

# 同時配信等W T (第2回) 説明資料

2020年9月18日

株式会社NexTone

# 1.集中管理・放送事業者との契約の実態について

## ①同時配信等に関する集中管理の有無

### 【回答】

現状、著作権法の解釈に従い、

放送利用 ⇒ 放送・有線放送

サイマル配信利用 ⇒ インタラクティブ配信

の区分にて許諾を行っている。

放送・有線放送区分においてサイマル配信利用を許諾することはない。

各区分により管理作品・利用割合が異なるため、放送・有線放送区分において包含して一括許諾を行うことは出来ない。

# 1.集中管理・放送事業者との契約の実態について

---

## ②放送事業者との契約の実態

### 【回答】

数社インタラクティブ配信にて許諾済み。  
その他各放送事業者または利用者団体と協議中（実証実験含む）。

# 1.集中管理・放送事業者との契約の実態について

## ③放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しないケース

### 【回答】

許諾条件・利用実績報告方法・利用割合算出方法等が定まっておらず、放送事業者と継続協議を行っているサービスは多い。  
ただし、許諾しないというスタンスではない。

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見

- ①NHK及び民放在京キー局5社は、同時配信等を円滑に実施するためには、これを放送と同等に扱い、著作権及び著作隣接権の権利処理全てについて、一括処理を実現することが不可欠であると考えている

### 【意見】

放送と同等に扱いというのは具体的にどのような扱いを希望するか確認したい。また、一括処理を実現するためも、利用実績報告方法・利用割合算出方法などについて、放送5者協議のような場を設けて、統一ルールを作成する必要があると考えている。

## 2.放送事業者からの要望事項に対する意見

②在京キー局5社をはじめとする民放テレビ事業者の多くは、同時配信等を本格実施しておらず、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保し、かつ、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等を図る観点から、「同時配信等」の範囲について、柔軟な内容※とするよう配慮した検討を求めている。

### 【意見】

インタラクティブ配信における許諾条件の検討の中で、吸収できる可能性もあり得るが、

③完全に放送と同一コンテンツであることを条件としないこと

④CMについては放送同様、配信における差し替えも容認すべきであること

については、二次利用に留まらないため、特に検討が必要である。

## 2.放送事業者からの要望事項に対する意見

### ③楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理

#### 【意見】

インタラクティブ配信においても包括許諾を前提として考えている。  
よって、問題は利用実績報告・利用割合算出方法に限定される。

本来的には、他のインタラクティブ配信サービスと同様に利用実績報告が行われれば、利用割合も自動的に算出されるが、それが難しいということであれば、前出の放送5者協議のような場を設けて、早期に議論を開始し、現実的な処理方法を決定すべきである。

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見

④同時配信等では放送と異なる権利処理方法が求められるところ、この権利処理業務には、事前の確認作業から、権利者への申請・報告・支払い等に至るまで、膨大な手間・コスト・労力がかかるため、サービス実施の判断に影響を与えかねない。

### 【意見】

インタラクティブ配信においては、各事業者ともにその膨大な作業を行い、コストを負担し、サービスを展開している。

そういったことも含めてサービス展開を検討すべきであるが、それによりコンテンツ流通が大きく阻害され、結果的に権利者に不利益となり得るということであれば、段階的または暫定的でも構わないので、実施可能な方式を議論していく必要があると考える。

### 3. 現行権利制限規定の見直しと法整備に関して

---

放送で認められているものを即配信サービスに適用すべきという考えはない。

また、権利者の利益を損なわないことを前提に、他の配信サービスへの許諾との兼合いなども考慮し、慎重に議論していく必要があると考える。